

しょうがいしゃ い し そつう かんするげんじょう かだい
障害者の意思疎通に関する現状と課題について

しょうがいしゃ じょうきょう こんなん
(障害者のコミュニケーションの状況と困難となっていること)

かしょう い し そつうじょうれいけんとうぶ かい
(仮称) 意思疎通条例検討部会

けんとうしりょう
検討資料

れいわ 3 ねん 8 がつ 2 にち げつ
令和3年8月2日 (月)

くに と どうこう 国や都の動向

ねん 年	できごと 出来事
へいせい 20 ねん 平成20年	しょうがいしゃ けんり じょうやく 障害者権利条約 しゅわ その た ひおんせいげんご げんご ていぎ 手話、その他の非音声言語を「言語」と定義
へいせい 23 ねん 平成23年	しょうがいしゃ きほん ほう かいせい 障害者基本法改正 い し そつう じょうほう しゅとく りょう しゅだん かくほ めいき 意思疎通および情報の取得・利用のための手段の確保の明記
へいせい 24 ねん 平成24年	ぜん にほん れんめい 全日本ろうあ連盟 にほん しゅわ げんご ほうあん こうひょう 「日本手話言語法案」公表
へいせい 25 ねん 平成25年	とっとり けん しゅわ げんご じょうれい せい いてい ぜんこく はつ 鳥取県手話言語条例制定（全国初）
へいせい 28 ねん 平成28年	ぜんこく しゅわ げんご し くちょう かい ほう そく 全国手話言語市区長会発足
へいせい 30 ねん 平成30年	とうきょう と しょうがいしゃ りかい そく しん さべつ かい しょう すいしん かん する じょうれい せい いてい 東京都障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例制定 げんご しゅわ ふきゅう きてい 「言語としての手話の普及」を規定
れいわ 3 ねん 令和3年	ぜんこく じちたい しゅわ げんご い し そつう かん する じょうれい せい いてい ずみ れいわ 3 ねん 7 が つ げん ざ い 全国412自治体で手話言語や意思疎通に関する条例を制定済み（令和3年7月現在）

このページでは、コミュニケーションに関する国や東京都の法律などを紹介しています。「手話は言語である」こと、障害者にとって、いろいろなコミュニケーションが必要なことや、いろいろな情報を得ることの大切さを定めています。

関係法令における規定①

しょうがいしゃ けんり かんする じょうやく 障害者権利条約 (あらゆる障害者の権利に関する条約)

いしそつう げんご もじ ひょうじ てんじ しょくかく つかた いしそつう かくだい もじ りょう ならび ひっき
「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに、筆記、
おんせい へいひ ことば ろうどく その た ほじよてき および だいたいてき いしそつう けいたい しゅだん および ようしき りょう じょうほうつうしん きき ふくむ
音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をい
う。

いしそつう ことば もじ てんじ ふれて つたえる おおきな もじ りょう かいた もじ おと わ
（「意思疎通」とは、言葉、文字、点字、触れて伝える、大きな文字、利用しやすいコンピューター、書いた文字、音、分かりやす
ことば おんどく ほうほう
い言葉、音読など、いろいろな方法をいう。）

げんご おんせいげんご および しゅわ その た ひおんせいげんご
「言語」とは、音声言語及び手話その他の非音声言語をいう。

げんご おと はつすることば しゅわ た みぶり てぶり つたえかた
（「言語」とは、音で発する言葉および手話その他の身振りや手振りなどの伝え方をいう。）

しょうがいしゃ きほんほう しょうがいしゃ ほうりつ せいど きほんてき かんがえかた しめすほうりつ 障害者基本法 (障害者の法律や制度について基本的な考え方を示す法律)

すべて しょうがいしゃ かのう かぎり げんご しゅわ ふくむ その た いしそつう しゅだん せんたく きかい かくほ
全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、
じょうほう しゅとくまた りょう しゅだん せんたく きかい かくだい はかれる
情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

しょうがい ひと ひと ほうほう とれ じょうほう え
（障害がある人すべての人が、いろいろな方法でコミュニケーションが取れたり、情報が得られるようにすること。）

関係法令における規定②

東京都障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例

(情報保障の推進) (障害のある人に配慮した方法で、情報を伝えるための取組をすること)

1 都は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害者が分かりやすく利用しやすい方法（以下「障害者に配慮した方法」という。）による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。

3 都は、障害者が都政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

(言語としての手話の普及) (手話は一つの言葉であるということを広めること)

都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

たく じょうきょう 他区の状況

東京²³区では、すでに 16 の区で手話やコミュニケーション

に関する条例があります。

このページでは、条例の題名別に分類しています。

じょうれい せいかく
条例の性格

く
区

しゅわげんご
手話言語

なかの あらかわ いたばし えどがわ
中野・荒川・板橋・江戸川

いしそつう こみゆにけーしょん
意思疎通（コミュニケーション）

ちよだ なかの ちゅう
千代田・中野（注 1）

しゅわげんご いしそつう
手話言語および意思疎通

みなと しんじゅく たいとう すみだ こうとう しぶや おおた
港・新宿・台東・墨田・江東・渋谷・大田

としま きた あだち かつしか
豊島・北・足立・葛飾

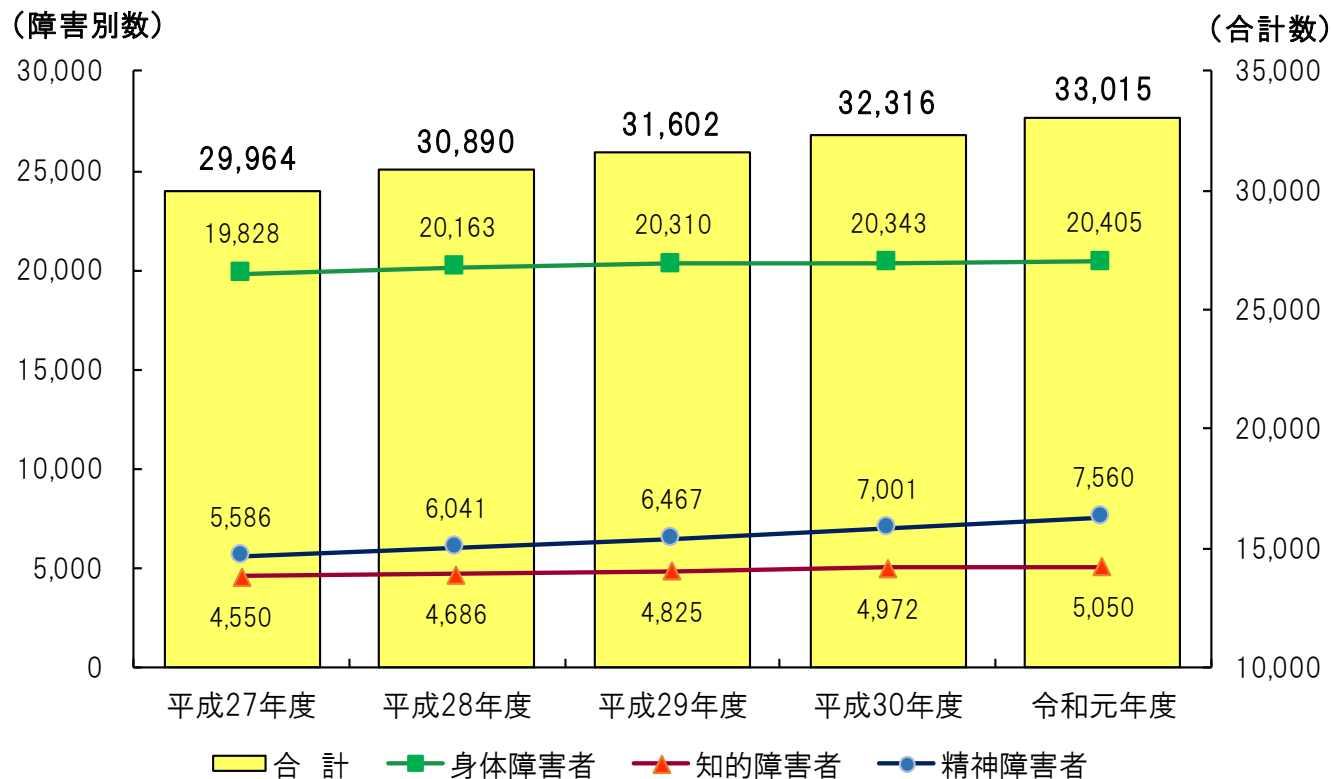
ちゅう なかのく しゅわげんご いしそつう こべつ じょうれいか
（注 1）中野区は、手話言語と意思疎通それぞれ個別に条例化

練馬区の現況①

練馬区の障害者の数をグラフで表しています。少しずつ

障害者が増えています。

障害者数の推移（練馬区障害者計画（令和3年度～令和8年度）より）

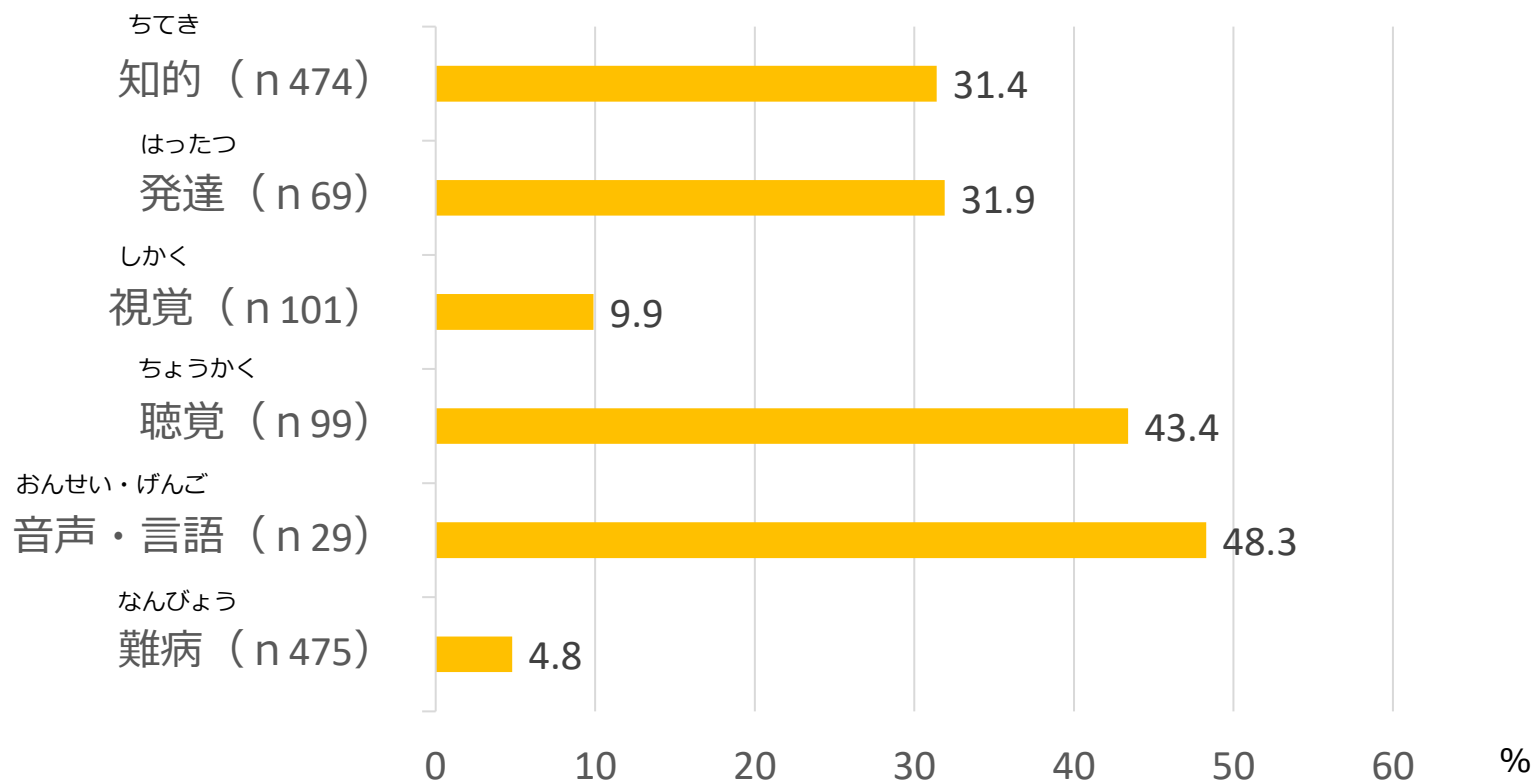


身体障害者、知的障害者および精神障害者数は、いずれも各年度3月31日現在の手帳所持者数

（例：令和元年度の場合は令和2年3月31日）⁶

練馬区の現況②

が い し ゅ つ さ い た に ん か い わ む ず か し い か ん じ る し ょ う が い し ゃ き そ ち ょ う さ れ い わ が ん ね ん ど
外出の際に他人との会話が難しいと感じる (障害者基礎調査 (令和元年度) より)



ねりまく げんきょう 練馬区の現況③

ねりまく しょうがいしゃ
練馬区では障害者のコミュニケーションや社会参加のための取組

おこなって おも とりくみ ひょう
を行っています。主な取組を表にまとめています。

くぶん 区分	じっし 実施している施策
じょうほう しゅとく 情報の取得 こみ ゆ に けーしょん しえん コミュニケーション支援	しゅわつうやくしゃはけん せっち ゆーでいー おんせい 手話通訳者派遣・設置、UDトーク、音声コード てんじとじょ ろくおんしりょう たいめんおんどく てんじこうほう こえ こうほう じき 点字図書・録音資料・対面音読、点字広報・声の広報、磁気ループ にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付
しょうがいりかい そくしん 障害理解の促進	ちょうないせつぐう さくせい しょうがいたいけんきょうしつ 庁内接遇マニュアルの作成、障害体験教室 しょうがいしゃさべつかいしょうこうえんかい 障害者差別解消講演会、つながるフェスタ
しゅわとう ふきゅう 手話等の普及	しゅわこうしゅうかい てんじきょうしつ 手話講習会、点字教室
しゃかいさんか そくしん 社会参加の促進	こうどうえんご どうこうえんご じゅうどほうもんかいご 行動援護、同行援護、重度訪問介護 きょたくかいご つういんなどかいじょ つういんなどじょうこうかいじょ 居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助) アイメイト展の実施
ゆにばーさるでざいん すいしん ユニバーサルデザインの推進	ねりまく 練馬区バリアフリーマップ、ユニバーサルデザイン体験教室

いしそつう かんするじょうれい かける ごいけん 意思疎通に関する条例に係るこれまでのご意見

しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ～障害者地域自立支援協議会より～

しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい がいよう 障害者地域自立支援協議会の概要

- ちいきかんけいしゃ れんけい じょうほう きょうゆう おこなう せんもんぶかい ほうこく もと こべつじれいなど
地域関係者と連携し、情報の共有を行うとともに、専門部会の報告を元に、個別事例等から
み えてくる地域課題の抽出、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う場
- しょうがいとうじしゃ ていきょうじぎょうしゃ そうだんしえんじぎょうしゃ しゅうろう ふくし きょういくかんけいしゃ がくしきけいけんしゃ
障害当事者、サービス提供事業者、相談支援事業者、就労・福祉・教育関係者、学識経験者
とう とうせい
等で構成
- れいわ3ねん3がつかいさい だい5きだい6かいしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい けんとう かいし
令和3年3月開催の第5期第6回障害者地域自立支援協議会から検討を開始

しょうがいしゃ あたらしい じょうれい はなしあい じりつしえんきょうぎかい しょうがいしゃ
これまで障害者のコミュニケーションの新しいルール（条例）についての話し合いを自立支援協議会（障害者

じぎょうしゃ はなしあい ば おこなって で たいけん
や事業者などの話し合いの場）で行って来ました。そこで出た意見を、つぎのページからまとめています。

これまでの意見①

○ 障害者の意思疎通に関する条例の検討開始について、聴覚障害者（ろう者）のコミュニケーション手段は手話言語のため、手話言語に関して条例化を検討してほしい。なお、検討に際しては、当事者の意見や考えを入れ意見交換会などを実施してほしい。また検討委員会設置の場合は、当事者を委員に入れてほしい。

○ 障害者の意思疎通に関する条例について、今後、区が実施しているコミュニケーション手段等を周知することや、情報機器を導入することなど、具体的な取り組みも示してほしい。

○ 誰もが住みやすい地域社会を作るためには、意思の疎通や情報を取得することは欠かせない。手話言語を認め普及啓発をすることのみならず、障害者の特性に合った方法で、意思をどう伝えるのか、またどう読み解くかを工夫することが大切だと思う。障害の重い、言葉を発することができない人や経験したことのない人のコミュニケーション手段も含め、検討をお願いしたい。

これまでの意見②

○ 意思疎通は、すべての人が必要としているので、共生社会の実現を目的とした条例としてほしい。手話言語のみならず、様々な障害者を含んだ条例を望む。

○ 重症心身障害も意思疎通困難を伴う。その方法は個別性が高く、一つの方法でコミュニケーションが取れないため、理解していただくことに困難を伴う。一見、意思の表出をしていないとみられがち
な重症心身障害児者でも意思を表している。その微弱な意思表出を受け止められる支援者が
のぞまれる。

手話言語に関する条例化についてご意見があった一方で、様々な障害者のコミュニケーション
を含んだ条例の検討を望むご意見があった。

手話通訳者の設置、字幕や文字表示、イラストやコミュニケーションボードなどの手段の充実に
加え、アプリケーションやスマートフォンなどのICTの活用が必要とのご意見があった。

(手話だけでなく、いろいろなコミュニケーションを充実してほしいとの意見があった。)

このページでは、障害者地域自立支援協議会で確認したとこと、今日の会議で話し合うことをまとめています。

- 様々なコミュニケーション手段についての意見があり、広く障害者のコミュニケーション手段についての検討が必要であること
- (仮称) 意思疎通条例検討部会の委員構成、検討スケジュール
- (仮称) 意思疎通条例検討部会で具体的な検討を行うこと

✓ 個々の障害特性に応じ、広く様々なコミュニケーション手段を対象とした条例について検討 (いろいろなコミュニケーションを内容に入れた条例を考える)

✓ 第 1 回 (仮称) 意思疎通条例検討部会で、具体的な生活場面におけるコミュニケーション手段について検討 (今日の会議で、買い物、飲食店などの場面でのコミュニケーションについて考える)

場面ごとの困難と感^{かん}じること

必要な手段や取組

～団体ヒアリングの結果より～

団体ヒアリングの概要

1 対象団体：16団体（区内障害者団体）

2 聴取方法：書面によるヒアリング

3 実施期間：令和3年4月28日～令和3年5月31日

4 回答数：130件

5 質問事項：自分の意見や情報を得るときに困難と感^{かん}じることや必要な取組などについて、

生活場面ごとに意見を聴取

練馬区にある障害者の団体をと^おして、障害者本人や家族の意見を

聞^ききました。そこで出た意見を、つぎのページからまとめています。

①サービス（買い物、飲食店）

- コロナ禍で店員のマスク着用でのコミュニケーションが困難。ボードでの表示や、マウスシールド着用などの合理的配慮が必要。
- 店員が早口に話すので、言われていることが分からない。「ポイントカードは？
〇〇のご利用は？」など。ゆっくりと必要なことを話してほしい。
- 買い物で値札が付いていない場合など数字の理解が難しいため、お金を掌にのせ、お店の人に取ってもらうなどが必要。
- お店に行ったとき、どこに何があるか分かりにくく、店員も少なくて困った。
案内係を決めておいて、分かりやすくしてほしい。

② 医療・福祉

- 病院での受付や診療の呼び出しの際、ボードや電光板で表示がなく困る。
- 医師に、細かい症状や感情的な部分を伝えることが難しい。
- 医師や看護師の表情や唇の動きがマスクで見えないため読唇（口話）ができない。

③ 公共交通

- 電車が止まった時、情報が分かりにくい。もっと親切な情報がほしい。アナウンスが流れているが、聞き取りにくい。

④ 教育 きょういく

- きょうかしょ教科書がわ かり分かりにくい。まんが漫画をつかう使うなど、くわしくかいてもっと詳しく書いてほしい。

⑤ 雇用 こよう

- しょくば職場において、がいけん外見からはわ から ず分からずなまけて怠けているようにごかい誤解される。しょうじょう症状や
- とくせい特性についてのじょうし上司やどうりょう同僚のじぜん事前のりかい理解がひつよう必要。
- しょくば職場でのおそわりかた教わり方がむずかしい難しい。だれ誰かやさしくおしえて優しく教えてくれる人ひとがしょくば職場にいるといい。

⑥ 行政（区役所や制度）

- ・ 障害や介護関連の書類がたくさん届くが、何をすればいいか理解できないため、書類が届くだけで緊張からパニックになる。また、自分のしたい手続きがあっても言葉で伝えられないため、一人で役所に行くのは難しい。
- ・ 役所などの申請書に自分で記入はできるが、内容を理解することが難しい。
- ・ 支援や福祉のパンフレットが分かりにくい。どこを見たらいいかわからないし、ふりがなだけでわからない。

さいがいじ ⑦災害時

- さいがいじ おんせい りかい むずかしい ほうそう きいた こうどう
• 災害時など、音声だけで理解することが難しいため、放送を聞いただけでは行動することはできず、パニックになってしまう。

- ひなんじょなど じょうきょうせつめい しょくりょうとう はいふ けいじ おんせい でんたつ ひつよう
• 避難所等において、状況説明や食料等の配布には、掲示と音声での伝達が必要。
こまか せつめい ひつよう
細かな説明が必要。

⑧その他^た

- スマートフォンの^{おんせいよみあげきのう}音声読み上げ機能など、^{つかいこなせて}使いこなせていない。
- ^{しつごしょう}失語症の^{にんちど}認知度が^{ひくくしょうじょう}低く^{にんしき}症状が^{はいいよ}認識されていないため、^{うけづらい}配慮を受けづらい。
- ^{ほちょうき}補聴器や^{じんこうないじ}人工内耳をつけても、^{すべてききとれる}全て聞き取れるわけではなく、^{りかい}理解できないこともある。
- ^{ことば}言葉で^{つたえよう}伝えようとしても、^{はつおん}発音が^{ふめいりょう}不明瞭であり、^{つたわらない}うまく伝わらないことがある。また、^{いし}意思に^{はんした}反した^{ことば}言葉が^{でて}出てしまうことがある。
- ^{ことばいがい}言葉以外の^{りかい}コミュニケーション方法があることを^{りかい}理解している^{ひと}人が^{すくない}少ない。

ひつよう しゅだん とりくみ
必要な手段や取組 (ハード面)
めん

しゅわつうやくしゃ せっち
手話通訳者の設置

ようやくひつきしゃ はいち
要約筆記者の配置

じまく おんせい もじひょうじ
字幕、音声の文字表示

もじつうやく
文字通訳

ほちようし すてむ
デジタル補聴システム

くちもと みえる
口元の見えるマスク

こうきょう ば でんこうけいじ
公共の場などでの電光掲示

コミュニケーションボードの利用
りよう

しかく りかい ず しゃしん えいぞう かつよう
視覚で理解できるような図、写真、映像などの活用

ひつよう しゅだんとりくみ あいしーていーかつよう
必要な手段取組 (ICT活用)

おんせい もじ へんかん かつよう
スマートフォンで音声を文字に変換するソフトの活用

おんせいよ み あげ
音声読み上げなどのアプリケーション

えすえぬえす
SNSでのコミュニケーション

かいわ ひつよう ことば じぜん ろくおん しえんきき
会話に必要な言葉を事前に録音できる支援機器

いんしょくてんとう ちゅうもん
飲食店等におけるタッチパネルによる注文システム

必要な手段や取組 (ソフト面)

しんせいしょ だいひつ てつづき だいこう
申請書などの代筆、手続きの代行

しよるい こうとう せつめい
書類の口頭による説明

まちなか せっきよくてき こえがけ
街中などでの積極的な声掛け

てつづき かんいか しよるい さくげん もじ
手続きの簡易化 (書類の削減や文字の

かくだい ひょうげん かんそか
拡大、表現の簡素化)

しつごしょうい しそつうしえんしゃ せんもんしよく
失語症意思疎通支援者など、専門職の

ようせい はけん
養成と派遣

むきあってはなし きき
ゆっくり、しっかりと向き合って話を聞き

いし くみとって しえんしゃ ようせい
意思を汲み取ってくれる支援者の養成

ほじよ
コミュニケーションを補助してくれる

ボランティア

いいたい わかって ひと れんらく
言いたいことが分かってくれる人に連絡

とれる しくみ
が取れるような仕組み

ひじょうじ ただしじょうほう つたえて ひなん
非常時に、正しい情報をリアルタイムに伝えてくれ、避難

えんじよ しえんしゃ ようせい
などを援助してくれる支援者の養成

すこし じりつ
少しのサポートによる自立に

しくみ
つながるような仕組み

とうじしゃ はんい じぶん じぶん
当事者でもできる範囲で、自分のことは自分でやるという

しゅうかん にんしき
習慣や認識

れんしゅう ば
コミュニケーションの練習の場や

しょうがいとうじしゃ つどい ば
障害当事者の集いの場

しつごしょう りかいそくしん がくしゅうかい
失語症への理解促進の学習会・

こうえんかい じっし
講演会の実施

きょう ないよう 今日の内容

(1) こまるばめん 困る場面について

れい つたえら ざんねん
例：うまく伝えられなくて残念だったこと

おもい
つらい思いをしたこと

いい いえ
言いたくても言えなかったこと など

(2) こまらない ひつよう しゅだん とりくみ 困らないために必要な手段や取組について

れい こまった おもう
例：困ったときに、あつたらよかったと思うこと

こえかけ たすけて しくみ
(声掛け、スマホアプリ、助けてくれる人、仕組みなど)